

熊本市小規模貯水槽水道及び飲用井戸の衛生管理に関する指導要綱

制定	平成 5年	7月	1日	制定
改正	平成14年	4月	1日	健康福祉局長決裁
	平成16年	4月	1日	健康福祉局長決裁
	平成21年	5月27日		市長決裁
	平成23年	2月14日		市長決裁
	平成23年	5月12日		生活衛生課長決裁
	平成26年	3月17日		健康福祉こども局長決裁
	平成27年	3月13日		生活衛生課長決裁
	令和 2年	4月24日		生活衛生課長決裁
	令和 2年	7月20日		生活衛生課長決裁
	令和 6年	4月	1日	生活衛生課長決裁
	令和 8年	4月	1日	健康福祉局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の規制を受けずに飲用に供される水について、適正な管理、水質に関する定期的な検査、汚染時における措置等の衛生指導を行うことにより、設置者等の自主管理による安全で衛生的な飲用水の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 小規模貯水槽水道 水道事業の用に供する水道及び専用水道から供給を受ける水のみを水源とするものであって、有効容量が10立方メートル以下の貯水槽を有する施設をいう。
- (2) 飲用井戸 飲用水を供給する井戸等の給水施設をいう。
- (3) 業務用飲用井戸 官公庁、学校、病院、店舗、工場その他事業所等の飲用井戸をいう。
- (4) 一般飲用井戸 個人住宅、寄宿舍、社宅、共同住宅等の飲用井戸をいう。
- (5) 設置者等 小規模貯水槽水道及び飲用井戸の所有者又は維持管理者の責任者をいう。

(管理基準)

第3条 設置者等は、小規模貯水槽水道及び飲用井戸を次の各号に定める基準によって管理するものとする。

(1) 小規模貯水槽水道の管理基準

- ア 水槽内が汚染されるのを防止するため、必要に応じ、蓋に施錠する等適切な措置を講じること。
- イ 小規模貯水槽水道を新たに設置するに当たっては、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮し、管理の容易な場所に設置すること。
- ウ 水槽の掃除を1年に1回以上、定期的に行うこと。
- エ 水槽の亀裂等によって有害物、汚水等の混入がないように定期的に点検を行い、欠陥を発見したときは、速やかに改善の措置を講ずること。なお、地震、凍結、大雨等水質に影響を与えるおそれのある事態が発生したときも速やかに点検を行うこと。
- オ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味等の外観に注意し、これに異常があると認められるときには、別表第1及び別表第2に掲げる項目のうち必要と認められる項目の水質検査を実施し、その安全性の確認を行うこと。
- カ 供給する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、また、その旨を利用者等に周知させるとともに、保健所長に報告すること。
- キ 小規模貯水槽水道の管理についての検査を、1年に1回以上、定期的に行うよう努めること。
- ク 小規模貯水槽水道の配置及び系統を明らかにした図面、構造物の平面図等を整理し、保存すること。
- ケ ウ、エ、オ、カ及びキにおいて実施した管理及び検査等の記録を5年間保存すること。

(2) 飲用井戸の管理基準

- ア 当該施設及びその周辺にみだりに人畜が立ち入って水が汚染されるのを防止するため、必要に応じ、当該施設に施錠し、柵を設ける等適切な措置を講じること。

イ 飲用井戸を新たに設置するに当たっては、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮し、管理の容易な場所に設置すること。また、給水開始前には別表第1に掲げる全ての項目及び別表第2に掲げる項目のうち、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromokロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブromोजクロロメタン、ブromohホルム及びホルムアルデヒド（以下「消毒副生成物」という。）を除く項目の水質検査を行い、これに適合していることを確認するよう努めること。なお、消毒設備を設けている場合は、消毒副生成物の水質検査並びに消毒の効果についても確認するよう努めること。

ウ 飲用井戸及びその周辺の清潔保持につき、定期的に点検を行い、有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講じるとともに、これら施設の清潔保持に努めること。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、また、その旨を利用者等に周知させるとともに、保健所長に報告すること。

オ 必要に応じて消毒設備を設け、十分な維持管理に努めること。

カ 一般飲用井戸（設置者が専ら自己の住宅のみに飲用水を供給するために設置するものを除く。）及び業務用飲用井戸にあつては、給水栓における水について、別表第1に掲げる全ての項目及び別表第2に掲げる項目のうち飲用井戸周辺の水質検査等から判断して必要と認められる項目の定期的水質検査を1年に1回以上行うこととし、これ以外の一般飲用井戸にあつても、同水質検査を1年に1回以上行うことが望ましい。

キ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味等の外観に注意し、これらに異常があると認められるときには、別表第1及び別表第2に掲げる項目のうち必要と認められる項目の臨時の水質検査を実施し、その安全性の確認を行うこと。

ク 貯水槽等を有する施設における管理については、小規模貯水槽水道の管理基準に準じるものとする。

ケ 飲用井戸の配置及び系統を明らかにした図面、構造物の平面図等を整理し、保存すること。

コ イ、ウ、エ、オ、カ及びキにおいて実施した管理及び検査等の記録を5年間保存すること。

（検査機関）

第4条 設置者等は、前条第1号オ並びに第2号イ、カ及びキの規定による水質検査を、法第20条3項に規定する登録を受けた者に依頼することにより行うものとする。

2 設置者等は、前条第1号キの規定による小規模貯水槽の管理についての検査を、法第34条の2第2項に規定する登録を受けた者に依頼することにより行うものとする。

（報告）

第5条 小規模貯水槽水道を設置した者は、小規模貯水槽水道設置報告書（様式第1号）により保健所長に報告するものとする。

2 飲用井戸を設置した者は、飲用井戸設置報告書（様式第2号）により保健所長に報告するものとする。

3 小規模貯水槽水道及び飲用井戸を設置した者（以下「設置者」という。）は、前2項の設置届に記載した事項に変更があったときは、その旨を記載した報告書（様式第3号）を保健所長に提出するものとする。

4 設置者は、当該施設を廃止したときは、その旨を記載した報告書（様式第4号）を保健所長に提出するものとする。

5 設置者及び当該施設の全部の管理について権限を有する者は、第3条第1号オ並びに第2号イ、カ及びキの規定による水質検査の結果、水質基準を超える値を確認したときには、保健所長に報告するものとする。

（指導）

第6条 保健所長は、小規模貯水槽水道及び飲用井戸の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、設置者等に指導を行うものとする。

2 保健所長は、第3条第1号カ及び第2号エの規定による報告、同条第1号キに規定する登録検査機関から検査の結果衛生上問題がある旨の報告、前条第3項の規定による報告を受けたときは、当該職員をして報告の対象となる小規模貯水槽水道又は飲用井戸の用に供する施設に対し立ち入り検査を実施させ、設置者等に速やかに指導を行うものとし、必要に応じ、関係各課と協議し、対策を講じるものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成5年7月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月27日より施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月12日より施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月24日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月20日より施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日より施行する。

別表第1（第3条関係）

水質検査項目	水道法に基づく水質基準
一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。
大腸菌	検出されないこと。
塩化物イオン	200mg/l以下であること。
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下であること。
pH値	5.8以上8.6以下。
味	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。
色度	5度以下であること。
濁度	2度以下であること。

別表第2（第3条関係）

水質検査項目	水道法に基づく水質基準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。
六価クロム化合物	六価クロムに関して、0.02mg/l以下であること。
亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。
四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。
1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること。
ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。
トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。
ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別 名 PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別 名 PFOA）	0.00005mg/l以下であること。
ベンゼン	0.01mg/l以下であること。
塩素酸	0.6mg/l以下であること。
クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。
クロロホルム	0.06mg/l以下であること。
ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。

ジブロモクロロメタン	0. 1mg/1以下であること。
臭素酸	0. 01mg/1以下であること。
総トリハロメタン (クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブ ロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0. 1mg/1以下であること。
トリクロロ酢酸	0. 03mg/1以下であること。
ブロモジクロロメタン	0. 03mg/1以下であること。
ブromoホルム	0. 09mg/1以下であること。
ホルムアルデヒド	0. 08mg/1以下であること。
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1. 0mg/1以下であること。
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0. 2mg/1以下であること。
鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0. 3mg/1以下であること。
銅及びその化合物	銅の量に関して、1. 0mg/1以下であること。
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/1以下であること。
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0. 05mg/1以下であること。
カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300mg/1以下であること。
蒸発残留物	500mg/1以下であること。
陰イオン界面活性剤	0. 2mg/1以下であること。
(4S, 4aS, 8aR) -オクタヒドロ-4, 8a-ジメチル ナフタレン-4a(2H)-オール (別名ジェオスミン)	0. 00001mg/1以下であること。
1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ [2, 2, 1] ヘプ タン-2-オール (別名 2-メチルイソボルネオ オール)	0. 00001mg/1以下であること。
非イオン界面活性剤	0. 02mg/1以下であること。
フェノール類	フェノールの量に換算して、0. 005mg/1以下であること。

小規模貯水槽水道設置報告書

保健所長 (宛)

下記のとおり小規模貯水槽水道を設置したので、熊本市小規模貯水槽水道及び飲用井戸の衛生管理に関する指導要綱第5条第1項の規定により報告します。

太
ワ
ク
内
の
み
記
入
し
て
下
さ
い

設置者	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地) TEL	氏名 (法人にあっては名称及び代表者氏名)
建築物等	名称 (ふりがな)	所在地 熊本市
管理者	住所 TEL	氏名 (及び所属)
		受付印

建築物の概要	建築構造	<input type="checkbox"/> S式 <input type="checkbox"/> RC式 <input type="checkbox"/> SRC式 <input type="checkbox"/> その他 ()		施設付近の見取図 (200m以内)	
	用途	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 旅館 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 個人住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	延床面積	m ² 地上 階 地下 階	使用水量 m ³ /月		
	使用状況	<input type="checkbox"/> 飲用水 <input type="checkbox"/> 雑用水 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	水道直結栓	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	竣工年 年		
給水施設の概要	給水方式	<input type="checkbox"/> ポンプ直送式 <input type="checkbox"/> 高置水槽式 <input type="checkbox"/> その他 ()		給水施設のフローシート	
	受水槽	設置場所	<input type="checkbox"/> 屋内 () <input type="checkbox"/> 屋外 () <input type="checkbox"/> 地上式 <input type="checkbox"/> 地下式 <input type="checkbox"/> 半地下式		
		材質	<input type="checkbox"/> FRP <input type="checkbox"/> ステンレス鋼板 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	高置水槽	有効容量及び設置年月日	有効容量 m ³ 年 月 基数 基 m ³ 年 月		
		設置場所	<input type="checkbox"/> 屋内 () <input type="checkbox"/> 屋外 ()		
	高置水槽	材質	<input type="checkbox"/> FRP <input type="checkbox"/> ステンレス鋼板 <input type="checkbox"/> その他 ()		
		有効容量及び設置年月日	m ³ 年 月 m ³ 年 月		揚水ポンプ <input type="checkbox"/> 水中ポンプ <input type="checkbox"/> 陸上ポンプ
	給水管材質	<input type="checkbox"/> 硬質塩化ビニルライニング鋼管 <input type="checkbox"/> 亜鉛メッキ鋼管 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	塩素滅菌設備	<input type="checkbox"/> 有 (常時・臨時) <input type="checkbox"/> 無	給水管理		<input type="checkbox"/> 自主 <input type="checkbox"/> 委託
	防錆剤の使用	<input type="checkbox"/> 有 (名称) <input type="checkbox"/> 無	貯水槽の清掃		<input type="checkbox"/> 自主 <input type="checkbox"/> 委託
備考					

□にはレを印してください。

小規模貯水槽水道・飲用井戸設置報告書記載事項変更報告書

年 月 日

保健所長 （宛）

設置者住所

氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名 〕

（小規模貯水槽水道 ・ 飲用井戸）設置届出事項を変更しましたので、熊本市小規模貯水槽水道及び飲用井戸の衛生管理に関する指導要綱第5条第3項の規定により次のとおり報告します。

- 1 建築物等の名称
- 2 建築物等の所在地
- 3 変更事項
- 4 変更年月日

小規模貯水槽水道・飲用井戸廃止報告書

年 月 日

保健所長 （宛）

設置者住所

氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名 〕

（小規模貯水槽水道・飲用井戸）施設を廃止しましたので、熊本市小規模貯水槽水道及び飲用井戸の衛生管理に関する指導要綱第5条第4項の規定により次のとおり報告します。

- 1 建築物等の名称
- 2 建築物等の所在地
- 3 廃止年月日
- 4 廃止の理由